

## 岐阜県地方就職学生支援事業費補助金交付実施要領

〔令和 6 年 4 月 1 日制定〕

〔令和 7 年 4 月 1 日改定〕

〔令和 8 年 4 月 1 日改定〕

### 1 総 則

この要領は、岐阜県地方就職学生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

### 2 支給対象者

要綱第 2 条第 3 項に定める地方就職支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の（１）及び（２）の要件を満たす者とする。

#### （１）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則 4 年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、地方就職支援金のうち交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

（イ）大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していたこと。

##### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）県内に移住していること。ただし、地方就職支援金のうち交通費については、県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

（イ）要綱第 5 条に規定する申請時において、大学等の卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前 1 年以内であること。

（ウ）移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、大学等の在学中に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、卒業・修了後に 2（２）の要件を満たす企業等に就職し、該当市町村に移住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 知事が地方就職支援金の支給対象として不適当と認めた者でないこと。

#### (2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

##### ア 就業先企業等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が県内に所在する企業等に、2 (1) アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから 1 年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、官公庁等のうち市町村は、各々の市町村の判断で対象とすることができる。

##### イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に地方就職支援金のうち交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

#### 3 補助対象経費等

要綱第 3 条第 2 項に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

##### (1) 地方就職支援金のうち交通費

2 に規定する支給対象者からの申請に基づき、市町村が、当該支給対象者の 2 (2) の

要件を満たす企業等のインターンシップ、企業説明会、採用試験及び採用面接等への参加にかかる往復交通費に対して支給する補助金とする。

(2) 地方就職支援金のうち移転費

2に規定する支給対象者からの申請に基づき、市町村が、当該支給対象者の当該市町村への移住にかかる移転費に対して支給する補助金とする。

4 補助対象経費の算定基準

市町村が3月31日までに支給を完了している地方就職支援金をもって算定する。

5 補助金の額の確定

知事は、市町村における補助事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを要綱第10条による実績報告書及び事業完了確認書（別記第1号様式）により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に別記第2号様式により通知する。

6 補助金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が要綱第12条に該当する場合にあっては、地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、地方就職支援金の支給を受けた者が、市町村への転入日、内定先企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以下の期間内に当該市町村から転出した場合は、地方就職支援金の半額の返還を請求するものとする。

要綱第12条第1項第3号に該当する場合にあっては、退職日から3カ月以内に2(2)の要件を満たす別の企業等に就業する場合を除く。

7 補助金交付者の現況に係る報告

市町村は、地方就職支援金を支給した者が、要綱第12条各号に掲げる事項のいずれかに該当するかどうか調査し、支給した翌年度から起算して5年間、別記第3号様式により毎年5月末日までに県へ報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 3 この要領は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。